

令和7年度東海市大学連携まちづくり推進事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、星城大学及び日本福祉大学（以下「大学」という。）の教員又は大学生が行う事業又は活動（以下「事業等」という。）に対し補助金を交付することにより、その事業等の促進を図り、もって大学の有する優れた見識や若者の活力を生かしたまちづくりを推進することを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができるものは、大学の教員若しくは大学生又はこれらで構成する団体とする。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業は、次の各号のいずれにも該当する事業とする。ただし、調査・研究のみの事業は対象外とする。

- (1) 第7次東海市総合計画及び東海市総合戦略の推進、その他まちづくりの課題解決に貢献する事業又は活動であること。
- (2) 市内で行う事業又は活動であること。

(補助対象経費等)

第4条 前条の補助対象事業に係る補助金の交付の対象となる経費及び補助率は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金の額)

第5条 補助金は、予算で定める額の範囲内において交付する。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別に定める期日までに、補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の変更申請)

第7条 前条の申請内容に変更を生じたときは、速やかに補助金変更交付申請書を市

長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

（補助金の交付の内定及び通知）

第8条 市長は、前2条の申請書を受理した場合は、その内容を精査し、適当と認めるときは、補助金の交付を内定し、その旨を申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 申請者は、補助対象事業が完了したときは、完了の日から起算して30日を経過した日又は当該年度の末日までのいずれか早い日までに、実績報告書を市長に提出しなければならない。ただし、当該期日までに提出できないときは、実績（見込）報告書を提出しなければならない。

2 前項ただし書の規定により実績（見込）報告書を提出した申請者は、その内容に従い事業が完了したときを除き、同項本文の規定による期日経過後、速やかに実績報告書を提出しなければならない。

（補助金の額の確定及び通知）

第10条 市長は、前条の規定による報告書を受理したときは、速やかに補助金の額を確定し、申請者に通知するものとする。

（補助金の支払）

第11条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、概算払をすることがある。

2 申請者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、補助金支払請求書を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることがある。

- (1) 法令又はこの要綱若しくは交付決定に付けた条件に違反したとき。
- (2) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の執行に関し不正の行為があったとき。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象経費	補助率
報償費、旅費、需用費、 役務費、委託料、使用料、 賃借料、その他市長が必要と認める経費	市長が必要と認める経費の100パーセント以内。ただし、教員で構成する団体が行う事業（教員が主導する団体が行う事業等を含む。）については1件につき50万円を、大学生で構成する団体が行う事業等（大学生が主導する団体が行う事業等を含む。）については1件につき10万円を限度とする。